

お知らせ

『第三次さわふじプランお便り』

(第三次西原町男女共同参画計画)

～プラン策定の様子をお知らせします～

(2012年10月12日発行) No.1

次回の審議会開催について

日 時：11月2日(金) 13:30～15:30

会 場：西原町役場 大会議室

審議事項：

- ・第二次計画の評価
- ・第三次計画の重要課題
- ・第三次計画書案の全体構成
- ・第三次計画の基本理念と方針
- ・ワークショップ(公開講座)のテーマ設定

❀公開講座およびワークショップ開催のお知らせ❀

審議会では、幅広い世代からの声を聞き、情報を共有するために、次の日程で公開講座およびワークショップの開催を予定しています。

西原町民であれば、どなたでも参加できます。詳しい内容はお便り第2号でお知らせいたします。

第1回目：11月30日(金) 19:00～21:00

第2回目：12月14日(金) 19:00～21:00

第3回目：1月18日(金) 19:00～21:00

報告会：3月中旬から下旬

※問い合わせ先：098-945-5340(総務部 企画財政課 担当：玉那覇)

「お便り」の目的

このお便りは、第三次さわふじプラン策定の様子と概要を、策定に携わっている事業関係者や西原町民に、わかりやすく伝えるための『お便り』です。

「お便り」の活用

このお便りは、平成24年10月から平成25年3月までの期間、毎月1回程度発行されます。

策定に関わっている事業関係者(審議会委員・さわふじプラン推進員など)には、郵送にてお届けします。

また、行政職員やワークショップ(公開講座)参加者、西原町民には、このお便りの内容を『西原町ホームページ』にて公開いたします。

「第三次さわふじプラン」とは？

西原町は「西原町男女共同参画推進条例第13条」に基づき、地域や家庭、職場など、日々の暮らしの中で、年齢や性別で差別されたり不愉快な思いをすることなく、お互いを尊重しあい、安心して生活できるまちづくりを目指しています。

この計画は、上記のまちづくりを計画的かつ総合的に実施するためのプランです。『さわふじ』の名称を第一次計画から継承することが第1回目審議会で決まりました。

この計画の上位規程となるのが、次の2つの条例です。シリーズでご紹介します。

❖西原町男女共同参画推進条例

西原町では、県内の町村に先駆け平成4年に西原町女性行動計画「さわふじプラン」を策定、また平成16年には町内の幼稚園及び小中学校に男女混合名簿を導入しすべての人が尊重されるまちを目指してきました。しかし、まだ多くの克服すべき課題が残されており、真の男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例(平成24年3月29日条例第9号)を制定します。

❖西原町まちづくり基本条例

地方分権が進み、地域のことは地域で決めるということになりました。どんなまちにするのかを自分たちで考え、選択・決定する必要があります。

町民、事業者、議会、行政が互いに尊重し協力して進めそれぞれが互いの役割を理解し、力を合わせてまちづくりを進めていくための共通のルールが西原町まちづくり基本条例(平成24年3月29日条例第8号)です。

第1回審議会の様子

委嘱状交付

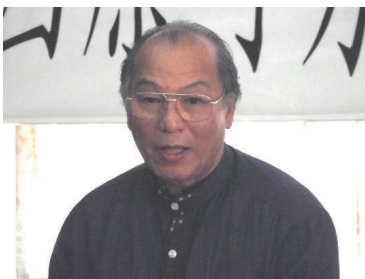


✿上間町長より、委員一人ひとりに委嘱状が交付されました。

(構成)

- ・学識経験者(大城貴代子、矢野恵美)
 - ・女団協(小波津ミエ子、浦崎成子)
 - ・商工会(大城助徳)
 - ・自治会長会(屋比久 満)
 - ・町PTA連合会(大城 剛)
 - ・公募委員(津波古 和、金城秀和)
- (男性4名、女性5名 計9名)

町長あいさつ



✿西原町長の上間でございます。

西原町は平成4年当時、国内法で計画策定の義務付けが無い中、県内4番目に「西原町女性行動計画」を策定しました。

国の男女共同参画基本法の制定を踏まえ、第二次計画からは女性行政から男女共同参画へと概念が変わりました。

第三次計画を策定するにあたって、町民公募委員として男女1名ずつ参加されています。

女性の立場だけでなく、男性の立場からも積極的な発言を期待しております。

審議会会長あいさつ



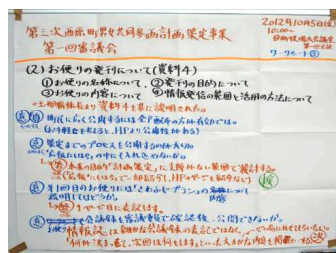
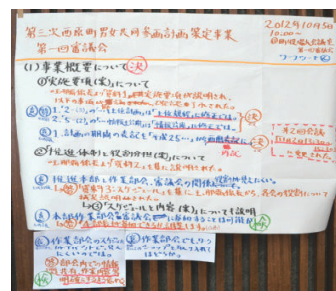
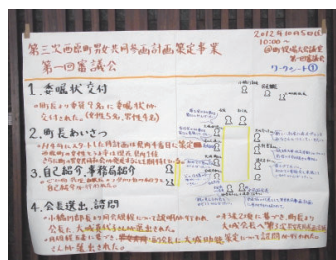
大城貴代子会長

✿皆様のご推挙で、再び指名を受け、喜んでお引き受けしたいと思います。

「懇話会」から「審議会」へ格上げとなり、計画策定に係る諮問を町長から受けました。来年3月までに答申することになっております。

昨年度は男女共同参画推進条例制定に向けて皆で議論した経緯がありますので、先駆的な行動計画ができるものと期待しております。

審議内容



✿以下の(1)、(2)について審議されました。

(1) 事業概要について

- ①「実施要項(案)」について
- ②「推進体制と役割分担」について
- ③「スケジュールと内容」について

(2) お便りの発刊について

- ①お便りの名称について
- ②発刊の目的について
- ③お便りの内容について
- ④情報発信の範囲と活用する方法について

✿協議内容(決定事項)

計画の目的、期間、名称、策定スケジュール、策定体制、役割分担などが決められました。

また策定事業に参加できない多くの町民の方々にも審議の様子や経過をお知らせするために、第三次さわふじプランお便りが、10月～3月の間に、6回程度発刊され、西原町ホームページにも公開することが決まりました。

✿協議内容(再検討事項)

- ・庁内作業部会のスケジュール内容を調整して分かりやすく提示する。
- ・重要課題やワークショップ(公開講座)のテーマは、第二次計画の評価・分析を踏まえて設定する。
- ・「住民目線と行政の目線」双方の立場からの声を取り上げられるように工夫する。